

## 蓮田市青色回転灯装備車両による防犯パトロール実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全安心のまちづくりを推進することを目的として、青色回転灯装備車両（以下「パトロール車」という。）による防犯パトロール（以下「青色防犯パトロール」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 青色防犯パトロールを実施する団体（以下「青色パトロール隊」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす団体で、青色パトロール隊登録届出書（様式第1号）により蓮田市防犯協会会長（以下「防犯協会会長」という。）に届出があったものから防犯協会会長が委嘱する。

- (1) 団体構成員のすべてが、蓮田市防犯協会（以下「防犯協会」という。）会則第5条で定める蓮田市地域防犯推進委員であること。
- (2) 団体構成員のすべてが、埼玉県警察本部長の交付するパトロール実施者証を所持していること。
- (3) 運転に際しては、普通自動車を運転できる免許を取得している者で、運転免許取得後1年以上を経過したものが運転すること。
- (4) 運転に際しては、パトロール実施者証所有者が1人以上乗車すること。
- (5) 青色防犯パトロールを継続的に行うことができること。
- (6) パトロール車の運転については、加齢等に伴う身体機能・判断機能の低下等による不安のない者であること。

2 前項の規定により委嘱された青色パトロール隊は、青色防犯パトロールのほか、蓮田市が実施する防犯の推進のための施策への協力その他防犯推進に必要な活動を行うものとする。

(許可申請等)

第3条 パトロール車を使用する必要がある青色パトロール隊は、あらかじめパトロール車使用許可申請書（様式第2号）及び運転者全員の運転免許証の写しを防犯協会会長に提出しなければならない。

2 防犯協会会長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該団体にパトロール車使用許可書（様式第3号）を交付するものとする。

(遵守事項)

第4条 青色パトロール隊は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）等の関係法令を守り、安全運転に努めること。
- (2) パトロール車を青色防犯パトロール以外の目的に使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (3) パトロール車の使用日程を守り、返却日、返却場所及び返却時間を厳守すること。
- (4) 私的な業務を兼ねて青色防犯パトロールを行わないこと。

(5) 青色防犯パトロールにおける搭乗者は、最低2人以上とし車検証に記載された乗車定員を上限とすること。

(使用料等)

第5条 パトロール車の使用料は、無償とする。

2 パトロール車の使用に係る燃料費は、防犯協会の負担とする。

(使用許可の取消し)

第6条 防犯協会会長は、青色パトロール隊が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(2) 解散し、又は活動を中止したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、防犯協会会長が使用許可を取り消すことが必要と認めるとき。

(事故時の処理)

第7条 青色パトロール隊は、青色防犯パトロール中に事故が生じたときは、法令に定められた措置を講ずるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 速やかに当該事故の内容を防犯協会会長に報告すること。

(2) 蓮田市及び防犯協会が契約した保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを防犯協会会長に提出すること。

(3) 防犯協会会長の承諾なく第三者との間で示談をしないこと。

(損害賠償)

第8条 青色パトロール隊は、故意又は重大な過失によりパトロール車を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 防犯協会会長は、青色パトロール隊の責めに帰すことができない特別の事情があると認めたときは、前項の規定による損害賠償の全部又は一部を免除することができる。

(報告)

第9条 青色パトロール隊は、青色防犯パトロールを実施したときは、青色防犯パトロール実施報告書(様式第4号)により、防犯協会会長に青色防犯パトロールの実施状況を報告しなければならない。

(報酬)

第10条 青色パトロール隊の活動は、無報酬とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、青色防犯パトロールの実施に関し必要な事項は、防犯協会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月18日から施行する。